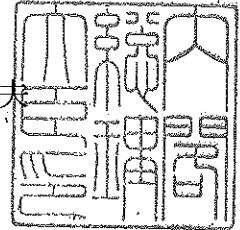


府 益 担 第 1 2 3 5 号
平成 2 2 年 2 月 1 8 日

財団法人日本生産性本部
牛尾 治朗 殿

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫



認 定 書

平成 2 1 年 3 月 2 7 日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 4 4 条の規定に基づき、別紙のと通りの公益財団法人として認定する。

1. 法人コード：A001542
2. 法人の名称：財団法人日本生産性本部
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益財団法人日本生産性本部
4. 代表者の氏名：牛尾 治朗
5. 主たる事務所の所在場所：東京都渋谷区渋谷三丁目1番1号
6. 公益目的事業
 - (1) 社会労働事業
 - (2) 経営支援事業
 - (3) 情報化推進事業
 - (4) 国際交流・海外技術協力事業
 - (5) エネルギー環境政策事業
 - (6) 組織広報事業
 - (7) 生産性向上のための研修施設貸与事業
7. 収益事業等
 - (1) 経営革新事業
 - (2) 社会情報システム事業
 - (3) メディア開発事業
 - (4) 経営診断・指導事業
 - (5) 施設貸与事業等
8. 旧主務官庁の名称：経済産業省